

公益財団法人滝沢市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、滝沢市の体育・スポーツ振興に顕著な功績があったもの及び、スポーツ大会において優秀な成績をおさめたものを会長が表彰することを目的とする。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰は、次に掲げるものについて行なう。

(1) 功労賞

本市体育スポーツの振興に功績顕著な個人又は団体。

(2) 栄光賞

東北大会優勝、全国大会及び国際大会において優秀な成績をおさめた個人又は団体。

(3) 優秀賞

県大会において優勝した個人又は団体。

(表彰の手続き)

第3条 表彰の候補者について、毎年1回定められた期日までに表彰候補者を選び、指定の推薦書により体育協会長あてに推薦する。

(表彰の決定)

第4条 表彰者の決定は、表彰審査委員会が行なう。

2 表彰審査委員は、会長が委嘱する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、滝沢市スポーツ愛好者のつどいにおいて行なう。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与し、記念品をあわせて授与することができる。ただし、表彰状及び記念品を遺族に贈ることができる。

(表彰の取消)

第7条 表彰を受けようとする者が、表彰決定までの間に受賞者の対面を損なう失行があったときは、表彰決定を取り消すことができる。

(表彰録)

第8条 被表彰者の功績等必要な事項は、表彰録を作成し永久保存する。

(表彰の実施)

第9条 この規程に基づく表彰の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から適用する。

2 平成14年3月19日から施行

3 平成26年1月1日から施行

4 平成26年12月1日から施行